

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりとなっています。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	37,000千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	451,903千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	133,298	62,719	31,046	0	10,914	28,619
	老人福祉事業	16,019	0	240	770	1,312	13,697
	母子福祉事業	11,827	4,766	1,236	0	969	4,856
	福祉医療事業	20,291	0	7,242	300	1,661	11,088
	児童福祉事業	26,995	18,720	4,143	0	2,210	1,922
	生活保護事業	83,960	62,835	0	180	6,874	14,071
	小計	292,390	149,040	43,907	1,250	23,940	74,253
社会保険	国民健康保険事業	30,816	3,960	15,254	0	2,523	9,079
	介護保険事業	104,549	5,915	2,957	0	8,560	87,117
	小計	135,365	9,875	18,211	0	11,083	96,196
保健衛生	予防事業	9,401	0	0	0	770	8,631
	保健事業	11,031	66	434	0	903	9,628
	母子保健事業	3,716	202	67	10	304	3,133
	小計	24,148	268	501	10	1,977	21,392
合計	451,903	159,183	62,619	1,260	37,000	191,841	